

議会運営委員会

日 時 平成23年11月24日(木) 午前9時40分～
場 所 第3委員会室

1 12月亀岡市議会定例会について

- (1) 招集告示 11月23日(水・祝) 告示第 号
- (2) 開 会 11月30日(水)

2 議案の概要説明について

- (1) 概要……………別添

3 12月定例会日程(案)……………【別紙No.1】

- (1) 一般質問通告期限……………11月30日(水) 午後2時
○一般質問順序 ①公明党議員団 ②改革かめおか
③緑風会 ④共産党議員団
- (2) 請願書提出期限……………11月30日(水) 午後5時
- (3) 質疑通告期限……………12月13日(火) 一般質問終了時
- (4) 意見書等提出期限……………" 19日(月) 午後4時
- (5) 討論通告期限……………" 20日(火) 午後4時

4 開会日(11月30日)

(1) 議事日程

諸報告(理事者出席要求)

第1 会議録署名議員指名(中村議員、藤本議員)

第2 会期決定

第3 第1号議案から第27号議案まで(提案理由説明)

5 一般質問通告書について

- 答弁者
- 要旨

6 委員の推せんについて

- 国民健康保険運営協議会委員（2年、5人、環境厚生常任委員）
現委員：苗村議員、山本議員、中澤議員、立花議員、明田議員
- 障害者施策推進協議会委員（2年、1人、環境厚生常任委員長）
現委員：吉田議員

7 陳情・要望について

- 高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの公費助成を求める陳情書（9/23 配付）
- 地球社会建設決議陳情書（10/13 配付）

8 反問権行使に関する申合せ

別紙No.2 のとおり

9 その他

- 市民憲章唱和
12月9日（金）9:50～ 唱和リーダー：福井議員
- 写真撮影許可
- 本日の会議予定
 - 10:30～ 【臨時会】本会議開会
 - 11:00～ " 総務文教常任委員会
 - 14:00～ " 議会運営委員会
 - 14:30～ " 本会議再開～閉会
 - 終了後 【定例会】会派会議（本議運の報告）
 - 終了後 平和人権対策特別委員会
 常任委員長会議

平成23年12月亀岡市議会定例会日程（案）

（会期 22日間）

日	曜日	行 事	備 考
11/23	祝	定例会招集告示	
24	木	議運	幹事会・会派会議
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		
29	火		
30	水	定例会開会 ＜一般質問通告期限：14:00 請願書提出期限：17:00＞	
12/1	木		
2	金		
3	土		
4	日		
5	月		
6	火		
7	水		
8	木		
9	金	一般質問(代表)	一般質問順序 (1 公明 2 改革 3 緑風 4 共産)
10	土		
11	日		
12	月	一般質問、議運(追加議案)	幹事会
13	火	一般質問 ＜質疑通告期限：一般質問終了時＞	
14	水	一般質問(追加議案提案)、議運	幹事会、会派会議
15	木	総務文教常任委員会	
16	金	環境厚生常任委員会	
17	土		
18	日		
19	月	産業建設常任委員会 ＜意見書提出期限：16:00＞	
20	火	議運 ＜討論通告：16:00＞	幹事会、会派会議
21	水	常任委員会、議運、定例会閉会	幹事会、会派会議

反問権の行使（反問とその回答）運用（H23.11.24 議運申合せ）

1 目的

- 論点、争点の明確化
- 議論の質の向上

2 範囲

- 質疑・質問の内容や趣旨の確認
- 政策提言など議員の発言に対しての反問

3 対象

- 本会議一般質問（代表、個人）
- 本会議質疑
- 委員会質疑

4 反問者の範囲

- 反問できる理事者の範囲は答弁者の範囲

5 発言回数・時間（本会議）

- 反問に対する回答は発言回数又は発言時間に含めない。
- 発言回数又は時間の計測のため、反問に対する回答と質疑・質問は明確に区分して行う。

6 理事者のルール

- 理事者が反問を行うときは、その旨を発言する。
「反問します。・・・・」
- 一括質問等の場合、反問を行ったあと答弁が終了していないときには答弁を続ける。
- 執行機関において有する情報は、適時出来る限り議会に報告するよう努めなければならない。

7 議員のルール

- 回答は反問のあった内容の範囲を超えてはいけない。
- 理事者反問後の発言で、反問の回答を行う。
- 回答が終了したときはその旨を発言する。
「・・・・・・以上が反問に対する回答です」

8 議長のルール

- 議長は反問とその回答が、市民の皆様に分かるよう明確に区分する。
「反問に回答願います。」
- 反問の範囲、対象を超える場合には、発言を注意し、中止することができる。